

オルトートルイジン 三酸化ニアンチモン

について健康障害防止措置が義務づけられました

経皮吸収による健康障害のおそれのある物質 について対策が強化されました

施行日：平成29年1月1日（オルトートルイジン、経皮吸収防止対策）

平成29年6月1日（三酸化ニアンチモン）

※いずれも一部に経過措置があります

厚生労働省では、化学物質の有害性の調査や事業場におけるばく露実態の把握により、労働者への健康障害リスクが高いと評価された化学物質については、健康障害防止措置を強化しています。

今回のリスク評価の結果、**オルトートルイジン**と**三酸化ニアンチモン**を特定化学物質障害予防規則の対象に追加するとともに、併せて**直接皮膚に接触し体内に吸収されることによる健康影響のおそれのある物質**について経皮吸収防止対策を強化するため、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

目次

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧） 2

オルトートルイジンの健康障害防止対策 3

有害性・性状・用途 / 特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率 / 発散抑制措置 3
作業主任者 / 漏えい防止のための措置等 4
その他の措置 / 作業環境測定 5
健康診断 6

三酸化ニアンチモンの健康障害防止対策 7

有害性・性状・用途 / 特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率 / 発散抑制措置 7
作業主任者 / 二次発じんの防止 / 製造炉等の湯出し、かき落としの作業 8
作業環境測定 9
その他の措置 / 健康診断 10
作業記録の例 11
粉じん障害防止規則等との関連 12

経皮吸収・皮膚障害防止対策 13

保護衣等 13
洗浄設備 14
適切な保護衣等の選択・使用、化学物質への接触の機会の低減 15
腐食性液体の圧送設備 16

問い合わせ先など 16

このパンフレットでは、各法令の名称を次のように略記しています。

労働安全衛生法→安衛法 労働安全衛生法施行令→安衛令 労働安全衛生規則→安衛則 特定化学物質障害予防規則→特化則

